

子育て環境日本一の実現について

【担当省庁：内閣府、文部科学省、厚生労働省】

子育て環境の充実には、出会い・結婚支援から出産、子育て、教育、就労にいたるまでの切れ目のない支援が必要であることから、京都府では「子育て環境日本一推進本部」を立ち上げ、若者や親世代の意識・行動の変革、地域での子育て資源の確保など横断的に取り組んでいくので、以下の政策について支援を講じていただきたい。

1 若者の意識・行動の変革

- 若者など多くの者が結婚・子育て等に不安を感じている状況を踏まえ、京都府では、国に先駆けて、若者が自分自身の人生設計を考える機会をつくる以下の取組を行っており、**地域少子化対策重点交付金において採択するとともに、このような取組について、国においても関係団体に働きかけていただきたい。**

- ① 大学や企業・団体等に、府が開発したプログラムと教材を普及し、大学生や若手社会人向けのワークショップを開催
- ② 企業等が実施するインターンシップの一環として、大学生が実習先の共働き社員の家庭で、育児の手伝いや子どもとの触れ合い、家庭での意見交換等を体験し、仕事と育児の両立を体験的に学ぶプログラムを実施

京 都 府 の 担 当 課	健康福祉部 こども総合対策課(075-414-4631) 医療保険政策課(075-414-4630) 府民生活部 男女共同参画課(075-414-4291) 文化スポーツ部 文教課(075-414-4631) 商工労働観光部 総合就業支援室(075-682-8912)
------------------	--

■ 概算要求 【内閣府】

- ▶ 地域少子化対策重点推進交付金 30億円（平成30年度予算9億円）
地方自治体が行う少子化対策事業について、優良事例の横展開の支援に加え、「ニッポン一億総活躍プラン」等を一層推進する観点から、新たな事業を追加するなどの充実を図る。
- <事業メニュー>
- ① 結婚に対する取組（新婚世帯を対象に家賃・引越費用等を補助）
- ② 結婚、妊娠・出産、乳幼児を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運醸成の取組
- <例>
 - ・主に若い世代が乳幼児と触れあう体験を通じて、子育てなどに対する理解を深めるための取組
 - ・主に若い世代に対し、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフプランを希望どおり描けるよう、その前提となる知識・情報を提供し、考える機会を持たせる取組

■ 京都府の取組

- ▶ 若者ライフデザイン・育児と仕事両立体験事業（平成30年度予算3,600千円）
若者（大学生や企業の若手職員）が人生設計を考えるきっかけとして、ワークショップの開催や仕事と子育てを両立している家庭と交流し、体験的に学ぶ事業を実施
- ワークショップの開催
大学や企業・団体等に府が開発したプログラムと教材を普及し、大学生や若手社会人向けのワークショップを開催するとともに、自主的なライフデザインの教育の実施を支援
<30年度実績（10月末現在）：大学6回、企業3回（予定を含む）実施>
- 仕事と育児の両立体験事業の実施
企業等が実施するインターンシップの一環として、大学生が実習先の共働き社員の家庭で、育児の手伝いや子どもとの触れあい、家庭での意見交換等を体験し、仕事と育児の両立を体験的に学ぶプログラムを実施
<30年度実績（10月末現在）：6社7家族>

2 地域における子育て環境の確保

〔保育・幼児教育環境の整備〕

- 保育士、幼稚園教諭の給与については、**全職種の平均年収と比べても150万円も低い水準**であり、人材確保に向けて、まずは、**同年齢層の全職種の平均年間給与水準に見合う程度の給与改善が確実に実施されるよう必要な予算を十分確保**いただきたい。
- 現行の保育士修学資金貸付事業については、府内保育士養成校卒業者の半数以上が4年制大学の卒業者であることから、**貸付期間を2年間から4年間に拡充**していただきたい。
- 京都府では、保育環境の質の向上や安全対策等のため、**児童福祉施設が小規模整備をする場合に補助しているが、このような取組に対し財政支援を講じて**いただきたい。

■概算要求 【厚生労働省】

- ▶ 保育人材確保のための総合的な対策 178億円（平成30年度予算124億円）
新しい経済政策パッケージに基づき、保育士の処遇改善を実施

■概算要求 【内閣府】

- ▶ 教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実（保育士の処遇改善） 事項要求（平成30年度予算9,031億円の内数）

■京都府の求人倍率は、保育士は約3.2倍、幼稚園教諭は約2倍となっている。

保育士	幼稚園教諭	全職種
3.22倍	2.03倍	1.62倍

※出典：一般職業紹介状況（職業安定業務統計）（平成30年3月分）

■全職種と保育士、幼稚園教諭の給与差の状況

▶ 保育士、幼稚園教諭の給与は年間で約150万円低い状況

	平成29年	平成28年	前年度増減
全体	491.2万円	489.9万円	1.3万円
保育士	342.1万円	326.8万円	15.3万円
差額	149.1万円	163.1万円	▲14.0万円
幼稚園教諭	341.7万円	339.3万円	2.4万円
差額	149.5万円	150.5万円	▲1.0万円

※出典：厚生労働省 平成28、29年賃金構造基本統計調査

■国の保育士修学資金貸付事業

現行の国の制度

貸付対象	府内の保育士養成校に在学する方
貸付期間	2年間
貸与額	・学費 5万円/月 ・入学準備金 20万円以内 ・就学準備金 20万円以内
返還免除	卒業後1年以内に保育士登録を行い、府内の保育所等において5年間従事した場合

拡充イメージ

同左
4年間
同左
同左

※府内の貸付実績：28年度：29名、29年度：61名

■平成29年度京都府内の指定保育士養成校卒業者数1,887人（うち、修業年限4年 1,076人）（うち、保育士資格取得者 1,247人）

■概算要求 【内閣府】

- ▶ 保育所等整備交付金 地域子ども・子育て支援事業 1,356億円+事項要求の内数（平成30年度予算663.7億円）

市町村が策定する整備計画等に基づき、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所にかかる施設整備事業及び保育園等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため市町村に交付金を交付

→現行の補助制度は、**5,000千円以上**の大規模な改修が対象

■京都府の取組

- ▶ 保育等子育て環境充実事業（平成30年度予算100,000千円）
保育環境質の向上のため、未就学児が利用する児童福祉施設の施設・設備整備に対して助成
- ・補助上限：1,000千円/施設

<整備例>

- 保育の質の向上 ・異年齢保育（※）推進のための保育室の間取りの変更

※異なる年齢の児童を一緒に保育すること

・食育推進のための耕作スペース整備や必要な機材等の設置

- 安全対策

・アレルギー児専用の給食設備の整備

・滑り止め防止のためのプールサイドの吸水・撥水等の処理

〔地域における子育て環境の整備〕

- 放課後児童クラブは、共働き家庭等の子どもを預ける受け皿として重要な役割を果たしている。女性の就業率の上昇等により今後ますます必要になることから、**地域の実情に応じた放課後児童クラブが安定的に運営できるよう、国庫補助要件を以下のとおり見直していただきたい。**

①長時間開所加算要件（平日1日6時間超、18時超）の緩和

②へき地等を除いて児童数が10人以上の場合に補助対象とされているが、**人数要件の撤廃など人口減少地域等にある小規模クラブも補助対象に追加**

③放課後児童支援員の安定的な確保に向けて、**処遇改善に必要な予算の十分な確保**

- **ひとり親家庭の親と子どもの生活や学習を支援する母子家庭等対策総合支援事業（ひとり親家庭等生活向上事業）について、支援を必要とする全ての子育て家庭が対象となるよう、制度を見直していただきたい。**

■放課後子ども総合プラン（平成26年7月策定）

共働き家庭等の「小1の壁」※を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、2019年度末までに放課後児童クラブについて約30万人分を新たに整備
 ※小1の壁：保育所と比べると放課後児童クラブの開所時間が短いため、小学校に入学すると、これまで勤めてきた仕事を辞めざるを得なくなる状況のこと

■新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）

「放課後子ども総合プラン」に基づく2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を、来年度までに前倒しする。

■概算要求 【内閣府】

▶ 放課後児童健全育成事業 地域子ども・子育て支援事業1,356億円+事項要求の内数（平成30年度予算1,356億円の内数）

<主な補助要件>

○長時間開設加算

平日6時間を超え、かつ18時を超えて開所するクラブに対し、通常の運営費補助に加え、延長時間に応じて加算

○児童の数が10人未満の場合であっても、下記の場合は補助対象に追加

① 山間地、漁業集落、へき地、離島で実施している場合

② ①の他に当該放課後児童健全育成事業実施を必要と厚生労働大臣が認める場合

○放課後児童支援員の処遇改善

・放課後児童支援員等処遇改善等事業

（18時半以降の開所、家庭・学校等との連絡体制等に必要な職員配置にかかる経費の補助）

・放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業（経験等に応じた処遇改善）

■概算要求 【厚生労働省】

▶ ひとり親家庭等生活向上事業 母子家庭等対策総合支援事業130億円の内数（平成30年度予算9億円）

①子どもの生活・学習支援事業

ひとり親家庭の子どもに対し、生活習慣の習得・学習支援や食事の提供を行うことが可能な居場所づくりを行う。

②ひとり親家庭等生活支援事業

ひとり親等に対し、生活に関する相談、家計管理等の講習会の開催や高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合の学習支援等を行う。

→現行の制度では、ひとり親家庭（母子・父子家庭、寡婦）のみが支援対象

■京都府の取組

▶ きょうとこどもの城づくり事業（ひとり親家庭のこどもの居場所づくり事業）（平成30年度予算101,245千円）

ひとり親家庭の悩みや不安を持つ子どもと保護者が気軽に交流し集うことができ、子どもの生活支援や学習支援等を実施する居場所を提供し、こどもの心の安定や、習慣の定着確立を図る。

<平成30年度実績>

・生活充実通年型	6,750千円～（日数に応じて設定）	13箇所
・休日等通年型	1,200千円	11箇所
・夏休み等短期型	405千円	5箇所

3 仕事と子育て等が両立できる就労環境づくり

- 企業が主体的に子育て家庭を支え、男性が育児休業や育児目的の休暇を取得しやすい職場づくりに取り組めるよう、企業に向けた**両立支援等助成金の要件について**、「対象となる育児休業連続日数の短縮」や「2人目以降の減額廃止」など柔軟に対応していただきたい。

- 晩婚化・晩産化の進行により、子育てと同時に介護も担う「ダブルケア」が増えていることから、子育てと介護をしながら仕事を続けられるような環境づくり・企業への意識改革などが重要となっており、市町村においても新たな課題に対応することが必要となっている。

地域の実情に応じて、**育児・介護のダブルケアを行う子育て家庭を支える市町村への相談体制整備などの取組に対し、財政支援**を講じていただきたい。

- 企業において仕事と不妊治療の両立を支援する体制整備が進むよう、**自治体を実施する企業への相談支援の取組に対し、財政支援**を講じていただきたい。

■概算要求 【厚生労働省】

▶ 両立支援金等助成金 230億円（平成30年度予算238億円）

男性が育児休業や育児目的の休暇を取得しやすい職場風土づくりに取り組み、子の出生後8週間以内に開始する連続14日以上（中小企業の場合は連続5日以上）の育児休業等を取った男性労働者が生じた事業主に助成する。

	中小企業	中小企業以外
① 1人目の育児取得	57万円	28.5万円
② 2人目以降の育児取得	・ 5日以上：14.25万円 ・ 14日以上：23.75万円 ・ 1ヶ月以上：33.25万円	・ 14日以上：14.25万円 ・ 1ヶ月以上：23.75万円 ・ 2ヶ月以上：33.25万円
③ 育児目的休暇の導入・利用	28.5万円	14.25万円

▶ 中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業 2.96億円（平成30年度予算3.1億円）

中小企業において、「介護離職防止のための両立支援モデル」等の普及促進を図るとともに、事業主の状況に応じた両立支援プランの策定を支援するプランナーを養成する。

▶ 両立支援に関する雇用管理改善事業（雇用均等指導員（両立担当）） 5.41億円（平成30年度予算4.87億円）

各企業において育児・介護の両立支援制度を利用しやすい職場環境を整備するため、各都道府県労働局に雇用均等指導員（両立担当）を配置し、企業支援を行う。

■府内における育児と介護のダブルケアを実施者数（推計）

約5千人（平成27年国勢調査ベース）

■京都府の取組

▶ ダブルケアサポート事業（平成30年度予算6,000千円）

- 相談・支援体制の強化
 - ・ 市町村職員等がダブルケアの現状と子育て・介護の両制度を理解するための研修実施
 - ・ 地域包括支援センター、子育て世代包括支援センターの職員、訪問支援等を行う助産師等を対象に全校の先進事例の紹介、具体的な方法を考えるワークショップ等を行う
- 当事者間のコミュニティづくり
 - ・ ダブルケアラーの精神的負担を軽減するための当事者同士の交流や情報交換・提供の場（「ダブルケアカフェ」）の運営支援として、ダブルケア経験者をピアサポーターとして要請し、それぞれの交流の場へ派遣
- 企業の意識改革
 - ・ ダブルケアによる離職を防ぐとともに、企業の人材不足に対応するため、企業訪問による仕事とダブルケアの両立にかかる相談やセミナーを実施

■概算要求 【厚生労働省】

▶ 仕事と不妊治療との両立支援推進事業 25,484千円（新規）

仕事と不妊治療との両立支援制度導入マニュアル・啓発パンフレットの作成・周知

■京都府の取組

▶ 仕事と不妊治療の両立支援事業（平成30年度予算500千円）

京都ピアサポートセンター（京都テルサ）に設置している「妊娠出産・不妊ほっとコール」において、不妊治療と仕事の両立に悩む企業やその従業員への相談対応ができるよう専門相談員を配置

・ 相談体制：月1日、4時間

→ より多くの相談に応じるために、相談体制を充実させることが必要

4 子育て世帯等の経済的負担の軽減

【幼児教育無償化の実施】

- 2019年10月から実施する旨閣議決定された「**幼児教育の無償化**」の実施に当たっては、地方に新たな負担を生じさせることなく国において確実に財源を確保するとともに、具体的な制度設計に際しては、地方の意見や保育の状況等を十分踏まえ、**早期に制度の枠組みを示していただきたい。**

【子どもの医療費助成の拡充】

- 子どもの医療費助成については、子どもを安心して産み育てられる環境整備の観点から、**全国の8割以上の市町村が中学生までを対象に助成を実施している状況に鑑み、ナショナルミニマムとして国において中学生までの子どもを対象に制度化していただきたい。**
また、医療費助成を行った市町村に対する国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置については、平成30年度より未就学児の医療費助成分を廃止いただいたが、**市町村の財政基盤の安定化を図るため、早急に全廃していただきたい。**

■概算要求 【内閣府】

- ▶ 教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実 事項要求
3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育園、認定こども園、認可外保育施設等の費用を無償化

■消費税率引上げとそれに伴う対応について（平成30年10月15日閣議決定における総理指示）

- ▶ 来年10月1日から、認可・無認可あわせて幼児教育を無償化

■幼児教育無償化の対象世帯イメージ

■：政策パッケージの無償化予定部分 ▨：既に国制度で無償化されている部分

年齢		住民税非課税世帯	年収約360万円未満	年収約470万円未満	年収約640万円未満	年収約930万円未満	年収約1,130万円未満	年収約1,130万円以上
3 ～ 5 歳	第1子	■	■	■	■	■	■	■
	第2子	■	■	■	■	■	■	■
	第3子以降	■	■	■	■	■	■	■
0 ～ 2 歳	第1子	■	■	■	■	■	■	■
	第2子	■	■	■	■	■	■	■
	第3子以降	■	■	■	■	■	■	■

■京都府の子どもの医療費助成の状況（中学生まで対象：平成30年度予算2,027,712千円）

対象年齢	京都府の取組	国の制度
自己負担の上限額	中学校卒業まで 入院 200円/月・医療機関 通院3歳未満：200円/月・医療機関、3歳以上：3,000円/月	制度無し

■全国市町村の医療費助成の実施状況

都道府県	子どもの医療費助成を実施している団体	全都道府県
都道府県	小学校就学前を対象にしている団体	26道県
	小学生以上も対象にしている団体	15都府県
	子どもの医療費助成を実施している団体	全市町村
市町村	小学校就学前を対象にしている団体	入院 1,718 (100.0) 通院 1,718 (100.0)
	小学生まで対象にしている団体	入院 1,688 (98.2) 通院 1,530 (89.0)
	中学生まで対象にしている団体	入院 1,584 (92.2)
		通院 1,380 (80.3)

■平成29年度府内市町村における減額調整措置の影響額（府集計による概数）

	子ども医療費分		その他		計	
	(億円)	就学前分	(億円)	就学前分	(億円)	就学前分
子どもの医療費助成	1.0	0.6	—	—	1.0	0.6
ひとり親家庭の医療費助成	—	—	1.4	0.2	1.4	0.2
障害児(者)の医療費助成	—	—	6.1	0.0	6.1	0.0
高齢者の医療費助成	—	—	2.1	—	2.1	—
	1.0	0.6	9.6	0.2	10.6	0.8

【高校生の授業料無償化】

経済的理由により、希望する高校での修学を断念することがないよう、国全体でしっかり支えていく必要がある。

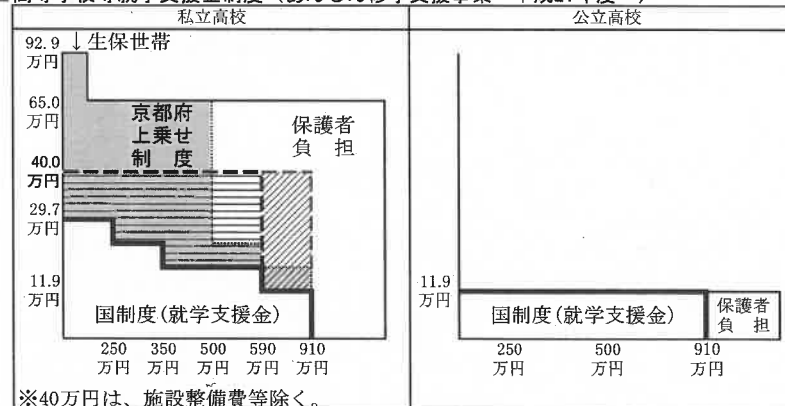
については、先に決定された「新しい経済政策パッケージ」において、**2020年度までに行うこととされた、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を、早期に実施していただきたい。**

あわせて、**公私間格差なく教育費負担を軽減するため、年収910万円未満の世帯に対しても、実質無償化となる約40万円まで助成額を拡充していただきたい。**

■ 概算要求 【文部科学省】

- ▶ 高等学校等就学支援金交付金 3,686億円（平成30年度予算3,678億円）
高等学校等の授業料に充てるため高等学校等就学支援金を支給

■ 高等学校等就学支援金制度（あんしん修学支援事業 平成21年度～）



- 政策パッケージの無償化予定部分
- 年収910万円未満まで実質無償化を求める部分
- 京都府が独自に無償化している部分

■ 上記制度の効果

- ▶ 経済的理由による中退者率 20年度 4.0% → 29年度 0.7% ▲3.3%

■ 京都府の上乗せ制度（あんしん修学支援事業）に要する財政負担規模（実績）

H26	H27	H28	H29
4,189百万円	4,187百万円	4,132百万円	4,123百万円

※H26は基金1,288百万円含む

■ 新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）

- ▶ 私立高等学校の授業料の実質無償化
消費税使途変更後の2020年度までに、現行制度の平年度化等に伴い確保される財源など、引き続き、政府全体として安定的な財源を確保しつつ、家庭の経済状況にかかわらず、幅広く教育を受けられるようにする観点から、**年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現する**

【不妊治療支援】

女性が安心して働き続けられる環境を整えるため、多様な働き方に向けた環境整備とあわせて、仕事と不妊治療の両立、妊娠・出産・育児に関する切れ目のない支援が重要であることから、以下の施策を講じていただきたい。

- 国制度の体外受精、顕微授精及び男性不妊の**所得制限を撤廃し、京都府が独自に助成している人工授精や不育症（習慣性流産等）治療の給付対象化**

【子育て世帯の住環境整備支援】

子育て（多子・三世代）世帯が安心して子どもを生き育てることができる住環境を確保できるよう、地域少子化対策重点推進交付金の新婚世帯の住居取得支援に限らず、子育て世帯の住宅購入・リフォーム支援まで拡大するなど、国において**子育て世帯の住環境整備に対する支援制度を創設**していただきたい。

■ 不妊治療助成の状況

	国の制度 (平成30年度予算 160億円)	京都府の制度(平成30年度予算 308,737千円)	
	不妊治療	国制度分 特定不妊治療	府単独事業 一般不妊治療 不育症治療
対象治療	体外受精、顕微授精 (男性不妊治療を含む)	同左	保険適用治療 へパリン治療等による保険適用治療
給付内容	上限15万/回(初回30万) 男性:上限15万/回	同左 男性:上限20万/回	自己負担の1/2 一般:上限10万/年 (保険適用のみは6万/年) 不育症:10万/回
助成回数	39歳以下:6回 40歳以上:3回	最大10回	制限なし
所得制限	夫婦合算730万円未満	同左 (男性不妊を除く)	制限なし

平成29年度特定不妊治療・申請実人数 1,710人 (内、妊娠された方 1,051人)(京都市含む)
平成29年度一般不妊治療・申請実人数 3,211人 (内、妊娠された方 979人)(京都市含む)

■ 概算要求 【内閣府】

- ▶ 地域少子化対策重点推進交付金 30億円 (平成30年度予算9億円)
- <結婚新生活支援事業>
 - ・新婚世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援
 - ・新婚世帯に対する引越費用に係る支援

■ 京都府の子育て世帯の住宅支援制度

- ▶ 結婚・子育て応援住宅総合支援事業 (平成30年予算92,000千円)
- 新婚世帯、子育て（多子・三世代）世帯に対して住宅確保支援を実施